

【無差別殺傷事件等被害者多数事案発生時の犯罪被害者支援の在り方】

警察庁及び愛知県は、平成30年度愛知県における犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業として「犯罪被害者等支援に係る重大事案発生時の対応力強化等事業（資料 7-2 ①参照）」を共催で実施しました。当該事業では、被害者が多数にわたる重大事案発生時を想定したシミュレーション演習を実施しました。事件発生から時系列順に、愛知県被害者支援連絡協議会が活動するための現地支援本部の設置をはじめとした愛知県警察、愛知県、名古屋市、医師会、被害者支援センター、社会福祉士会等の関係機関・団体の被害者支援活動及び連携方策について演習を実施しました。各種連携方策については、実際に会場内に設定された各支援の場所を移動しながら行い、参加者からは大変好評でした。

なお、愛知県被害者支援連絡協議会では、愛知県内で社会的反響の大きい事件又は事故が発生した場合において、被害者支援活動に関し必要な事項を定めた「被害者支援拡充のための新たな体制の構築～会員相互のガイドライン～（資料 7-2 ②、参考資料参照）」を平成30年 4 月に定めています。